

## 有資格技術者調書

※「塗装」または「解体」の工種を申請し、かつ以下の有資格技術者を有している場合のみ提出してください。

※直接的かつ恒常的に雇用している有資格技術者の人数を記載してください。

「直接的かつ恒常的に雇用」とは、3カ月以上の雇用実績があり、かつ雇用期間が定められていない  
または1年以上の雇用期間が記載された雇用契約書を交わしていることをいいます。

業者番号	商号又は名称

当社に所属する技術者は以下のとおりです。

資格名	人数
解体工事施工技士	
路面標示施工技能士	